

子育て支援策に係る所得制限の撤廃等を求める意見書

厚生労働省が公表した令和4年上半期の出生数は、前年同期と比べて5%少ない38万4,942人で、平成12年以降、初めて40万人を下回り、出生数の減少が加速している。

少子化が一層深刻となる中、国や地方自治体においては様々な子育て支援施策が実施されているが、こうした支援策の多くには所得制限等が設けられており、現状として多数の子どもが支援の対象から外れてしまう現状にある。

昨年度に実施された子育て世帯等臨時特別支援事業では、支給要件が児童手当の所得制限に準拠していたため、本市においては全体の23%に当たる約5万5,000人の児童には支給がされなかった。

加えて児童手当に関しては、本年10月支給分より、所得上限限度額を超える世帯の特例給付が廃止されることが決定しているほか、0歳から2歳の幼児教育・保育の無償化をはじめ、いわゆる高校無償化などの各種支援制度のいずれにおいても支援対象が一部に制限されており、こうしたしづ寄せが子どもの進路や将来の可能性を狭めることにつながりかねない。

こうした所得制限の設定等により、手当等も含めた総収入額が逆転してしまうなどの不公平な現象が生じており、頑張って働けば働くほど子どもへの給付が無くなってしまうという事態は、働き盛りとされる子育て世帯の就労意欲をそぎ、最終的には、少子化をより一層促進させるおそれもある。

よって、国におかれでは、児童手当をはじめとした各種子育て支援策に対する所得制限の撤廃及び支援対象を拡充するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年10月14日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣 宛て
厚生労働大臣
こども政策担当大臣
少子化対策担当大臣